

## 公立大学法人滋賀県立大学役員報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事および監事（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

### （役員の報酬）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、本給、通勤手当および期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当および通勤手当とする。

### （報酬の支給日）

第3条 役員の報酬の支給日は、公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第9条の例に準じる。

2 前項の規定にかかわらず非常勤役員の報酬は、執務を行った日の属する月の翌月に支給するものとする。

### （報酬の支給方法）

第4条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員の報酬は、役員の申し出があったときには、前項の規定にかかわらず、役員の指定する預金口座への口座振込の方法により支払うことができる。

### （日割計算）

第5条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬（通勤手当および期末特別手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合は、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の場合における報酬の計算は、日割りによって行う。

### （本給の月額）

第6条 常勤の役員の本給の月額は、次の各号のとおりとする。

（1）理事長 964,000円

（2）副理事長 760,000円

（3）理事 705,000円以下で理事長が定める額

2 前項各号に規定する本給の月額は、法人の運営状況および社会情勢を勘案して、減額することができる。

## 第7条 （削除）

### （通勤手当）

第8条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程第18条の例に準じて支給する。

### （期末特別手当）

第9条 期末特別手当は、6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、または死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した常勤役員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき本給の月額に、本給の月額に100分の20を乗じて得た額および本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額に、100分の172.5を乗じて得た額に、職員給与規程第26条第2項に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する期末特別手当の額は、滋賀県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、または減額することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の支給の例に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当の日額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 30,000円
- (2) 監事 30,000円

(非常勤役員の通勤手当)

第11条 非常勤役員に支給する通勤手当は、公立大学法人滋賀県立大学職員旅費規程に基づき、鉄道賃、船賃、航空賃および車賃を支給する。

(端数処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準じる。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に滋賀県立大学長の職にあった者で、この規程の施行の日に理事長となり引き続き平成23年12月1日に同職にあるものの本給の月額は、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、1,053,711円とする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年1月6日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165、」とあるのは、「100分の167.5、」とする。

付 則

- 1 この規程は、平成29年1月10日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

付 則

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

付 則

- 1 この規程は、平成31年1月8日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和2年1月7日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、役員報酬規程等（この規程または職員給与規程をいう。以下この項において同じ。）の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員等（役員報酬規程等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 次号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
    - ア イおよびウに掲げる職員等以外の職員 127.5分の15
    - イ 職員給与規程第26条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
    - ウ この規程の適用を受ける職員 167.5分の10

(2) 職員給与規程第26条第3項に規定する再雇用職員 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員等以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

付 則

- 1 この規程は、令和4年12月28日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和5年12月27日から施行し、令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和7年1月10日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
- 2 令和6年12月に支給する期末特別手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。